

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則（昭和四十九年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「課長」の下に「、室長（医療情報室及び地域連携・社会相談室の室長に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。